

吸収合併に係る事後開示書類  
(吸収合併に係る事後備置書類)

2022年7月4日

スズデン株式会社

## 吸収合併に係る事後開示書類

2022年7月4日

東京都千代田区外神田二丁目2番3号  
スズデン株式会社  
代表取締役 鈴木敏雄

スズデン株式会社による愛知電機株式会社の吸収合併に係る事後開示  
(会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に基づく事後備置書類)

当社は、2022年5月9日付で愛知電機株式会社との間で締結した吸収合併契約に基づき、2022年7月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、愛知電機株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。よって、ここに本合併に係る事後開示をいたします。

### 記

#### 第1 吸収合併が効力を生じた日

2022年7月1日

#### 第2 吸収合併消滅会社における法定の手続の経過に関する事項

##### 1 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、該当事項はありません。

##### 2 会社法第785条の規定による手続の経過

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、該当事項はありません。

##### 3 会社法第787条の規定による手続の経過

吸収合併消滅会社は、新株予約権を発行していなかったため、該当事項はありません。

#### **4 会社法第 789 条の規定による手続の経過**

吸収合併消滅会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、債権者に対し、2022 年 5 月 25 日の官報及び同日付の日刊工業新聞により公告を行いました。が、異議申述期間内に本合併に異議を述べた債権者はありませんでした。

### **第 3 吸収合併存続会社における法定の手続の経過に関する事項**

#### **1 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過**

吸収合併存続会社に対して、吸収合併の差止請求をした株主はありませんでした。

#### **2 会社法第 797 条の規定による手続の経過**

当社は、2022 年 6 月 10 日より電子広告を行いました。が、株式買取請求行使期限までに、株主からの株式買取請求はありませんでした。

#### **3 会社法第 799 条の規定による手続の経過**

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、債権者に対し、2022 年 5 月 25 日の官報及び同日付の電子公告により公告を行いました。が、異議申述期間内に本合併に異議を述べた債権者はありませんでした。

### **第 4 本件合併により当社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項**

当社は、本合併の効力発生日をもって、吸収合併消滅会社からその資産、負債及びその他の権利義務一切を承継いたしました。

### **第 5 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項**

別紙のとおりです。

### **第 6 会社法第 921 条の変更の登記をした日**

2022年7月4日（予定）

**第7 前号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項**

該当事項はありません。

以上

吸収合併に係る事前開示書類  
(吸収合併に係る事前備置書類)

2022年5月9日

スズデン株式会社  
愛知電機株式会社

## 吸収合併に係る事前開示書類

2022年5月9日

東京都千代田区外神田二丁目2番3号  
スズデン株式会社  
代表取締役 鈴木敏雄

長野県上田市住吉373番地1  
愛知電機株式会社  
代表取締役 中野 諭

スズデン株式会社による愛知電機株式会社の吸収合併に係る事前開示

(吸収合併存続会社：会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に基づく事前備置書類)

(吸収合併消滅会社：会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づく事前備置書類)

スズデン株式会社（以下「吸収合併存続会社」といいます。）及び愛知電機株式会社（以下「吸収合併消滅会社」といいます。）は、2022年7月1日を効力発生日とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を実施することとし、吸収合併契約書を締結いたしました。よって、ここに本合併に係る事前開示をいたします。

### 記

#### 第1 吸収分割契約の内容

別添1のとおりです。

#### 第2 合併対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付は行いません。

#### 第3 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

#### 第4 吸収合併消滅会社の新株予約権の定めに関する事項

該当事項はありません。

## 第5 計算書類等に関する事項

### 1 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

吸収合併存続会社は、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しています。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

### 2 吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別添2のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

## **第6 吸収分割が効力を生ずる日以後における当社の債務の履行の見込みに関する事項**

本合併後の吸収合併存続会社の資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。

また、本合併後の吸収合併存続会社の収益状況及びキャッシュフローの状況につきまして、吸収合併存続会社の債務履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。

従いまして、本合併効力発生日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みは、あると判断しております。

## **第7 事前開示開始日後に上記に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項を直ちに開示いたします。**

## 吸収合併契約書

スズデン株式会社（以下「甲」という。）と愛知電機株式会社（以下「乙」という。）とは、以下のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第1条（合併の方式）

- 1 甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として、吸収合併（以下「本合併」という。）する。
- 2 本合併にかかる吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は次のとおりである。
  - (1) 吸収合併存続会社（甲）  
商号：スズデン株式会社  
住所：東京都千代田区外神田二丁目2番3号
  - (2) 吸収合併消滅会社（乙）  
商号：愛知電機株式会社  
住所：長野県上田市住吉373番地1

### 第2条（効力発生日）

本合併の効力発生日（以下「本効力発生日」という。）は、令和4年7月1日とする。ただし、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲及び乙は協議の上、これを変更することができる。

### 第3条（合併承認総会等）

- 1 甲は、会社法第795条第1項に基づき、本効力発生日の前日までに株主総会による本契約の承認を得る。
- 2 乙は、会社法第784条第1項に基づき、会社法第783条第1項に定める株主総会の承認を得ないで本合併を行う。

### 第4条（株式等の割当て）

甲は乙の全株式を所有しているため、本合併に際して乙の株主に対してその保有する乙の株式に代わる金銭等の交付を行わない。

### 第5条（資本金及び準備金の額）

本合併により甲の資本金の額及び準備金の額は増加しない。

### 第6条（権利義務の承継）

乙は、令和3年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本効力発生日の前日までの増減を加除した資産、負債その他の権利義務の全部を本効力発生日において甲に引き継ぐ。

#### 第7条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結の日から本効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって業務の執行及び財産の管理運営を行うものとし、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを行う。

#### 第8条（本契約の変更及び解除）

本契約締結の日から本効力発生日に至る間において、天災地変その他の事由により、甲若しくは乙の資産若しくは経営状態に重大な変動が生じた場合、又は合併の実行に重大な支障となる事態が生じた場合には、甲乙協議し合意の上、本契約を変更し又は解除することができる。

#### 第9条（規定外条項）

本契約に定めるもののほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い甲及び乙が協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として、本書1通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が原本を保有し、乙はその写しを保有する。

令和4年5月9日

甲：東京都千代田区外神田二丁目2番3号

スズデン株式会社

代表取締役 鈴木敏雄



乙：長野県上田市住吉373番地1

愛知電機株式会社

代表取締役 中野 諭



## 貸借対照表

愛知電機 株式会社

令和 3年 3月31日 現在

単位：円

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流 動 資 産】	【 2,174,147】	【流 動 負 債】	【 12,139,055】
現金及び預金	1,937,944	短期借入金	12,000,000
未収消費税	236,203	未払費用	68,055
		未払法人税等	71,000
		負債合計	12,139,055
		純 資 産 の 部	
		【株 主 資 本】	【 △9,964,908】
		資 本 金	10,000,000
		利 益 剰 余 金	△19,964,908
		利 益 準 備 金	2,500,000
		そ の 他 利 益 剰 余 金	△22,464,908
		別 途 積 立 金	27,000,000
		繰越利益剰余金	△49,464,908
		純 資 産 合 計	△9,964,908
資 産 合 計	2,174,147	負債・純資産合計	2,174,147

## 損益計算書

愛知電機 株式会社

自 令和 2年 4月 1日

至 令和 3年 3月31日

単位：円

科 目	金 額	
【販売費及び一般管理費】		1,395,446
営業損失金額		1,395,446
【営業外収益】		
受取利息	1	
受取配当金	800	
雑収入	2,874	3,675
【営業外費用】		
支払利息		70,145
経常損失金額		1,461,916
【特別損失】		
リース解約損		1,264,138
税引前当期純損失金額		2,726,054
法人税、住民税及び事業税		71,163
当期純損失金額		2,797,217

## 株主資本等変動計算書

愛知電機 株式会社

自 令和 2年 4月 1日

至 令和 3年 3月31日

単位：円

	株主資本						純資産合計
	資本金	利益剰余金				株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
			別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	10,000,000	2,500,000	27,000,000	△46,667,691	△17,167,691	△7,167,691	△7,167,691
当期変動額							
当期純損失				△2,797,217	△2,797,217	△2,797,217	△2,797,217
当期変動額合計	-	-	-	△2,797,217	△2,797,217	△2,797,217	△2,797,217
当期末残高	10,000,000	2,500,000	27,000,000	△49,464,908	△19,964,908	△9,964,908	△9,964,908

## 個別注記表

愛知電機 株式会社

自 令和 2年 4月 1日

至 令和 3年 3月31日

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

消費税の計算方法

消費税の処理は、税抜き計算を採用

### 株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の数

前期末株式数

200株

当期期末株式数

200株